

令和 年度 市民税・県民税申告書  
(上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税申出書)

○ 確定申告した上場株式等の配当所得等(住民税が源泉徴収されている分に限る)

	所得額	住民税の源泉徴収税額
総合課税	円	円
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の配当所得等について、次のとおりとします。

(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では総合課税とします。
- 3 住民税では分離課税とします。

○ 確定申告した上場株式等の譲渡所得等(住民税が源泉徴収されている分に限る)

	所得額	住民税の源泉徴収税額
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の譲渡所得について、次のとおりとします。

(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では分離課税とします。

米子市長 様

令和 年 月 日提出

住所

氏名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号

< ご注意ください >

※ 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等とは、所得税15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります (所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません)。

※ 本申告書の記載誤りなどあり判断がつかない場合、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

※ 米子市からお送りする納税通知書があなたに届く前までに提出された本申告書のみ有効となります。

※ 本申告書の提出により、所得税の繰越損失や扶養控除等に変更が生じる場合は、本申告書に合わせて通常の市民税・県民税申告書の提出が別途必要となります。

※ 本申告書の提出により、翌年以後に繰り越せる上場株式等の譲渡損失の金額等が、所得税と住民税で異なる場合があります。

※ 本申告書の提出により、医療費控除額等に変更になる場合があります。

宛名番号

## 【留意事項】

- (1) 所得税及び住民税が源泉徴収される特定口座(以下、「源泉徴収口座」という。)における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
  - ① 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告するかどうかは口座ごとに選択できます(1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません)。
  - ② 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等とその源泉徴収口座に受け入れた配当所得等のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合は、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
  - ③ 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告しないこととする変更はできません。  
また、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等の金額を含めないで申告した後に、その源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得等又は配当所得等を申告することとする変更もできません。
- (2) 所得税及び住民税が源泉徴収されない特定口座(以下、「簡易申告口座」という。)又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等・配当所得等
  - ① 簡易申告口座又は一般口座における上場株式等の譲渡所得等は、申告不要制度を選択することはできません。
  - ② 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等の配当所得等で所得税及び住民税が源泉徴収されている配当等は、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- (3) 大口株主等に支払われる上場株式等の配当所得等および未公開株式等の配当所得等  
所得税が20.42%で源泉徴収されている大口株主等に支払われる上場株式等の配当等や未公開株式等の配当等は、必ず総合課税で市民税・県民税の申告をしなければなりません(申告不要制度や分離課税での申告を選択することはできません)。ただし、確定申告において申告している場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

### 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式が統一されます

#### ●上場株式等に係る所得の課税方式の見直し

現在、上場株式等に係る配当所得、譲渡所得は「所得税の確定申告をしても個人住民税は課税対象にしない」という選択ができますが、この制度は令和5年度までとなり、令和6年度以降は課税方式の選択ができなくなり、統一されます。

#### ●課税方式の統一

令和5年1月1日以降に生じる上場株式等に係る所得について、所得税の確定申告をした場合、令和6年度以降の個人住民税でも課税対象となります。

※今後は確定申告で総合課税、分離課税を選択されたと、上記の配当所得や譲渡所得は扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。